

会議の公開について

1 会議について

- (1) 本会議は、放送事業者及び番組制作会社の経営に関わる情報を取り扱うこと、構成員間の率直な意見の交換が損なわれるおそれがあること等の理由から、原則として非公開での開催とする。ただし、座長は、取り扱う議題に応じ、必要があるときは、必要と認める者の傍聴を認めることができる。
- (2) 本会議で使用した資料は、原則として、総務省のウェブサイトに掲載し、公開する。ただし、公開することにより、当事者若しくは第三者の利益を害するおそれがある場合又は座長が必要と認める場合については、非公開とする。

2 議事概要について

本会議の終了後、速やかに議事概要を作成の上、総務省のウェブサイトに掲載し、公開する。